

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十三号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第十七条の三まで」の下に「及び附則第九項第三号」を加え、同条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、「第十七条の四」の下に「及び附則第十二項」を加え、「百分の百三十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百三十」を「百分の百十五」に、「百分の七十五」を「百分の七十」に改め、同条第四項中「死亡した日現在」の下に「。附則第九項第三号において同じ。」を加える。

第十七条の四第一項中「この条」の下に「及び附則第九項第四号」を加え、同条第二項第一号中「次項」の下に「及び附則第九項第四号」を、「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の九十」の下に「、十二月に支給する場合には」を、「百分の六十五(特定幹部職員にあつては、百分の八十五)」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の四十五」の下に「、十二月に支給する場合には」を、「百分の三十(特定幹部職員にあつては、百分の四十)」を加える。

附則に次の四項を加える。

9 当分の間、職員(次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者(人事委員会規則で定める者に限る。)であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。) に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する

額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一・四を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に百分の九十八・六を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第十一項及び第十二項において「最低号給に達しない場合」という。))にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第十一項において「給料月額減額基礎額」という。))

二 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の一・四を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・四を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同

項各号に定める割合を乗じて得た額)

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第十七条の四第四項において準用する第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額)を加算した額)を乗じて得た額(附則第十二項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十七条の四第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の一・四を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第四項において準用する第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額)を加算した額)を乗じて得た額(附則第十二項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十七条の四第二項前段に規定する割合を乗じて得た額)

五 第十六条の五第一項から第六項まで又は第八項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第十六条の五第一項 前各号に定める額

ロ 第十六条の五第二項又は第三項 第一号から第三号までに定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 第十六条の五第四項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第十六条の五第五項 第一号から第三号までに定める額に、同項の

規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 ホ 第十六条の五第六項 第三号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

ヘ 第十六条の五第八項 第四号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
行政職給料表	六級
公安職給料表	七級
研究職給料表	五級
医療職給料表(二)	六級
医療職給料表(三)	六級

10 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

11 附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十二条から第十五条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十六条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一・四を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

12 附則第九項の規定が適用される間、第十七条の四第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九一（特定幹部職員にあつては、

百分の一・二九) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十五 (特定幹部職員にあつては、百分の八十五) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務級の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500

25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		

	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400
再任	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000
用職	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800
	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400
員以	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700	
外の	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400	
職員	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900	
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500	
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200	
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900	
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400	
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100	
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800	
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500	
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000	
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700	
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400	
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100	
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600	
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000		
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700		
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400		

81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500
86	239,700	295,700	344,500	385,700	
87	240,400	296,100	345,000	386,300	
88	241,100	296,500	345,500	386,900	
89	241,900	296,800	345,900	387,600	
90	242,400	297,200	346,400	388,200	
91	242,900	297,600	346,900	388,800	
92	243,400	298,000	347,400	389,400	
93	243,700	298,200	347,700	390,100	
94		298,600	348,200		
95		299,000	348,700		
96		299,400	349,200		
97		299,600	349,500		
98		300,000	350,000		
99		300,400	350,500		
100		300,800	351,000		
101		301,000	351,300		
102		301,400	351,700		
103		301,800	352,100		
104		302,200	352,500		
105		302,400	353,000		
106		302,800	353,400		
107		303,200	353,800		
108		303,600	354,200		

	109		303,800	354,700						
	110		304,200	355,100						
	111		304,600	355,500						
	112		305,000	355,900						
	113		305,200	356,400						
	114		305,600							
	115		306,000							
	116		306,400							
	117		306,600							
	118		306,900							
	119		307,200							
	120		307,500							
	121		307,900							
	122		308,200							
	123		308,500							
	124		308,800							
	125		309,200							
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二（第3条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務級の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100

25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700
26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200
27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700
28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200
29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600
30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400
31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100
32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900
33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900
37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900
41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900
45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	
47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	
48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	
49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300	
50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000	
51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700	
52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400	

	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300	
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900	
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500	
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200	
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800	
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400	
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000	
再任	69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700	
用職	70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300	
員以	71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900	
	72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500	
外の	73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200	
職員	74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800	
	75	279,500	299,600	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400	
	76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,700	430,400	455,000	
	77	282,100	302,400	327,900	374,900	416,300	430,900	455,700	
	78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,900	431,500		
	79	284,500	305,400	331,200	377,300	417,500	432,100		
	80	285,700	306,900	332,900	378,500	418,000	432,700		

81	287,000	308,400	334,600	379,800	418,600	433,300
82	288,300	309,800	336,300	381,000	419,200	433,900
83	289,600	311,200	338,000	382,200	419,800	434,500
84	290,900	312,600	339,700	383,400	420,400	435,100
85	292,300	313,800	341,400	384,700	420,900	435,700
86	293,500	315,300	343,000	385,300	421,500	
87	294,700	316,800	344,600	385,900	422,100	
88	295,900	318,300	346,200	386,500	422,700	
89	297,100	319,800	347,700	387,200	423,300	
90	298,300	321,300	349,200	387,800	423,900	
91	299,500	322,800	350,700	388,400	424,500	
92	300,700	324,300	352,200	389,000	425,100	
93	301,500	325,600	353,700	389,500	425,700	
94	302,800	327,000	355,200	390,100		
95	304,100	328,400	356,700	390,700		
96	305,400	329,800	358,200	391,300		
97	306,500	331,200	359,600	391,800		
98	307,700	332,600	360,800	392,400		
99	308,900	334,000	361,900	393,000		
100	310,100	335,400	363,100	393,600		
101	311,300	336,900	364,400	394,100		
102	312,400	338,200	365,500	394,700		
103	313,500	339,500	366,700	395,300		
104	314,600	340,800	367,900	395,900		
105	315,600	342,000	369,200	396,400		
106	316,300	343,100	369,800	396,900		
107	317,000	344,200	370,400	397,400		
108	317,700	345,300	371,000	397,900		

109	318,400	346,500	371,700	398,200
110	319,100	347,500	372,300	398,700
111	319,800	348,500	372,900	399,200
112	320,500	349,500	373,500	399,700
113	321,300	350,600	374,000	400,100
114	322,100	351,600	374,600	400,600
115	322,900	352,600	375,200	401,100
116	323,700	353,600	375,800	401,600
117	324,300	354,700	376,300	402,000
118	325,100	355,300	376,900	402,500
119	325,900	355,900	377,500	403,000
120	326,700	356,500	378,100	403,500
121	327,400	357,000	378,500	403,900
122	327,900	357,500	379,100	404,400
123	328,400	358,000	379,700	404,900
124	328,900	358,500	380,300	405,400
125	329,200	359,000	380,800	405,800
126		359,500	381,300	
127		360,000	381,800	
128		360,500	382,300	
129		361,000	382,600	
130		361,500	383,100	
131		361,900	383,600	
132		362,400	384,100	
133		362,900	384,400	
134		363,400	384,900	
135		363,900	385,300	
136		364,400	385,800	

	137		364,700	386,100						
	138		365,100	386,600						
	139		365,600	387,100						
	140		366,100	387,600						
	141		366,400	387,900						
	142		366,900							
	143		367,400							
	144		367,900							
	145		368,200							
再任用職員		240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三（第3条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 区 分 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200

25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600
27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900
37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000
41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500

	53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
	54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
	55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
再任	58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
用職	60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
	61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
員以	62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
	63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
外の	64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
	65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
職員	66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
	67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
	68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
	69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
	70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
	71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
	72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
	73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
	74	262,600	321,400	394,600		
	75	264,000	322,500	395,300		
	76	265,400	323,600	396,000		
	77	266,500	324,700	396,800		
	78	267,800	325,700	397,400		
	79	269,100	326,700	398,100		
	80	270,400	327,700	398,800		

81	271,800	328,800	399,500
82	273,100	329,600	400,200
83	274,400	330,300	400,900
84	275,700	331,100	401,600
85	276,900	332,000	402,200
86	278,200	332,600	402,900
87	279,500	333,200	403,600
88	280,800	333,800	404,300
89	281,900	334,200	404,900
90	283,100	334,800	
91	284,300	335,400	
92	285,500	336,000	
93	286,600	336,400	
94	287,600	336,900	
95	288,600	337,400	
96	289,600	337,900	
97	290,200	338,500	
98	291,100	339,000	
99	292,000	339,500	
100	292,900	340,000	
101	293,800	340,600	
102	294,500	341,100	
103	295,200	341,600	
104	295,900	342,100	
105	296,700	342,700	
106	297,200	343,200	
107	297,700	343,700	
108	298,200	344,200	

	109	298,700	344,800			
	110	299,100	345,300			
	111	299,500	345,800			
	112	299,900	346,300			
	113	300,300	346,900			
	114	300,700	347,400			
	115	301,100	347,900			
	116	301,500	348,400			
	117	301,900	349,000			
	118	302,300	349,500			
	119	302,700	350,000			
	120	303,100	350,500			
	121	303,400	351,100			
再任用職員		216,300	262,000	288,000	331,400	391,600

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

別表第四のロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務級の	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900

25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700

再任	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
用職	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	413,600
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
員以	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	414,900
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
外の	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	416,300
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
職員	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	417,400
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	418,800
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	419,300
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900	419,300	
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600	419,300	419,300
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300	419,300	
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800	419,300	419,300
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400	419,300	
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000	419,300	419,300
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600	419,300	
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300	419,300	419,300
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900	419,300	
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500	419,300	419,300
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100	419,300	
	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800	419,300	419,300
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400	419,300	
	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000	419,300	419,300
	80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600	419,300	

81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800
86		292,200	329,700	351,600	
87		292,500	330,000	352,000	
88		292,800	330,400	352,400	
89		293,200	330,900	352,900	
90		293,500	331,300	353,300	
91		293,800	331,700	353,700	
92		294,100	332,100	354,100	
93		294,500	332,600	354,600	
94		294,800	332,900	355,000	
95		295,100	333,300	355,400	
96		295,400	333,700	355,800	
97		295,800	333,900	356,300	
98		296,100	334,300	356,700	
99		296,400	334,700	357,100	
100		296,700	335,100	357,500	
101		297,100	335,300	358,000	
102		297,400	335,700	358,400	
103		297,700	336,100	358,800	
104		298,000	336,500	359,200	
105		298,300	336,700	359,700	
106			337,100		
107			337,500		
108			337,900		

	109			338,100				
	110			338,500				
	111			338,900				
	112			339,300				
	113			339,500				
再任用職員		187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000

25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200
46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400
48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000
49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500

53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	

再任 用職	81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300
	82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900
	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500
	84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100
員以 外の 職員	85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600
	86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200
	87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800
	88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400
	89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800
	90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400
	91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000
	92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600
	93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100
	94	283,600	318,200	353,600	372,900	
	95	284,600	319,000	354,300	373,400	
	96	285,600	319,800	355,000	373,900	
	97	286,500	320,500	355,500	374,500	
	98	287,300	321,200	356,000	375,000	
	99	288,100	321,900	356,500	375,500	
	100	289,000	322,600	357,000	376,000	
101	289,800	323,100	357,600	376,600		
102	290,600	323,700	358,100	377,100		
103	291,400	324,300	358,600	377,600		
104	292,200	324,900	359,100	378,100		
105	292,900	325,300	359,700	378,700		
106	293,400	325,800	360,200	379,200		
107	293,900	326,300	360,700	379,700		
108	294,400	326,800	361,200	380,200		

109	294,900	327,300	361,700	380,800
110	295,300	327,700	362,200	381,300
111	295,700	328,100	362,700	381,800
112	296,100	328,500	363,200	382,300
113	296,500	328,900	363,700	382,900
114	296,900	329,300	364,200	
115	297,300	329,700	364,700	
116	297,700	330,000	365,100	
117	298,000	330,300	365,500	
118	298,400	330,700	366,000	
119	298,800	331,100	366,500	
120	299,200	331,500	367,000	
121	299,500	331,700	367,400	
122	299,900	332,100	367,900	
123	300,300	332,500	368,400	
124	300,700	332,900	368,900	
125	300,900	333,100	369,300	
126	301,300	333,500		
127	301,700	333,900		
128	302,100	334,300		
129	302,300	334,600		
130	302,700	335,000		
131	303,100	335,400		
132	303,500	335,800		
133	303,700	336,100		
134	304,100	336,500		
135	304,500	336,900		
136	304,900	337,300		

137	305,100	337,600
138	305,500	338,000
139	305,900	338,400
140	306,300	338,800
141	306,500	339,100
142	306,900	339,500
143	307,300	339,900
144	307,700	340,300
145	307,900	340,600
146	308,300	341,000
147	308,700	341,400
148	309,100	341,800
149	309,300	342,100
150	309,600	342,500
151	309,900	342,900
152	310,200	343,300
153	310,600	343,600
154	310,900	
155	311,200	
156	311,500	
157	311,900	
158	312,200	
159	312,500	
160	312,800	
161	313,200	
162	313,500	
163	313,800	
164	314,100	

	165	314,500					
	166	314,800					
	167	315,100					
	168	315,400					
	169	315,800					
再任用職員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び効力」を削り、同条第二項を削る。

第十七条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に改める。

第十七条の四第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の七十」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十」、十二月に支給する場合には百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）を「百分の八十七・五」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には百分の三十五」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十五」、十二月に支給する場合には百分の三十（特定幹部職員にあつては、百分の四十）を「百分の四十二・五」に改める。

附則第十二項中「百分の〇・九一」を「百分の〇・九四五」に、「百分の一・一九」を「百分の一・二二五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「三七六、〇〇〇」を「三七五、〇〇〇」に、「四二五、〇〇〇」を「四二四、〇〇〇」に、「四七八、〇〇〇」を「四七七、〇〇〇」に、「五四四、〇〇〇」を「五四三、〇〇〇」に、「六二一、〇〇〇」を「六一〇、〇〇〇」に、「七二六、〇〇〇」を「七二四、〇〇〇」に、「八五〇、〇〇〇」を「八四八、〇〇〇」に改める。

第八条第二項及び第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される任期付短時間勤務職員に関する読替え）

2 任期付短時間勤務職員に対する県職員給与条例附則第九項第一号又は学校職員給与条例附則第十七項第一号の規定の適用については、県職員給与条例附則第九項第一号及び学校職員給与条例附則第十七項第一号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条

第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

附則第三項を削る。

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「三九九、〇〇〇」を「三九八、〇〇〇」に、「四六〇、〇〇〇」を「四五九、〇〇〇」に、「五二三、〇〇〇」を「五二二、〇〇〇」に、「六〇九、〇〇〇」を「六〇八、〇〇〇」に、「七〇九、〇〇〇」を「七〇七、〇〇〇」に、「八一〇、〇〇〇」を「八〇八、〇〇〇」に改める。

第六条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第七条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「佐賀県条例第四十六号」の下に「。第一号において「平成二十一年改正条例」という。」を加え、「同条例附則第三項に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「百分の九十九・八二」を「当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の下に「（給与条例附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の

九十八・六を乗じて得た額」を加え、同項に次の各号を加える。

一 平成二十一年改正条例附則第三項に規定する減額改定対象職員 百分の九十九・五九

二 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(一)又は任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。） 百分の九十九・八三

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第七項の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（任期付職員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、当該各号に定める給料月額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

一 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。） 第七条第三項の規定による給料月額 第三条の規定による改正後の任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。） 第五条第四項の規定による給料月額 第五条の規定による改正後の任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 平成二十二年六月一日において次の各号に掲げる職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。） 第十六条の五第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項若しくは第十七条第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付職員条例第八条第二項及び第五条の規定による改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。)及び第四項から第六項まで(佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号。附則第九項において「育児休業条例」という。))第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは附則第九項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第四条第一項又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から同年六月一日において当該減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの(改正後の給与条例附則第九項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二号)附則第七条の規定の適用を受けない職員に限る。)

給料表											職務の級	号給
行政職給料表											一級	一号給から九十三号給まで
											二級	一号給から六十四号給まで
											三級	一号給から四十八号給まで
											四級	一号給から三十二号給まで
											五級	一号給から二十四号給まで
											六級	一号給から十六号給まで
											七級	一号給から四号給まで
公安職給料表											一級	一号給から九十二号給まで
											二級	一号給から八十四号給まで
											三級	一号給から七十二号給まで
											四級	一号給から五十六号給まで

医療職給料表(二)										研究職給料表				
一級	二級	三級	四級	五級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級		
一号給から八十五号給まで	一号給から七十二号給まで	一号給から四十号給まで	一号給から二十四号給まで	一号給から四号給まで	一号給から九十六号給まで	一号給から七十二号給まで	一号給から四十号給まで	一号給から二十四号給まで	一号給から四号給まで	一号給から三十二号給まで	一号給から二十四号給まで	一号給から四号給まで		
医療職給料表(三)														
一級	二級	三級	四級	五級	六級	一級	二級	三級	四級	五級	六級			
一号給から九十六号給まで	一号給から五十六号給まで	一号給から四十四号給まで	一号給から二十八号給まで	一号給から十二号給まで	一号給から九十六号給まで	一号給から八十号給まで	一号給から五十六号給まで	一号給から四十四号給まで	一号給から二十八号給まで	一号給から十二号給まで	一号給から八号給まで			

二 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

三 任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員
(平成二十二年四月一日前に五十歳に達した職員に関する読替え)

4 平成二十二年四月一日前に五十歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第九項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十二年佐賀県条例第三十三号)の施行の日」と、「五十歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とす

る。

(人事委員会規則への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正等)

6 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

7 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

8 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額については、附則第六項の規定による改正後の佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項の規定にかかわらず、附則第三項の規定の例によらないものとする。

(育児休業条例の一部改正)

9 育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

(県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員に対する県職員給与条例附則第九項第一号、第三号及び第四号又は学校職員給与条例附則第十七項第一号から第三号までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

県職員給与条例附則第九項第一号及び学校職員給与条例附則第十七項第一号	号給の給料月額に	号給の給料月額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た

県職員給与条例附則第九項第三号及び第四号	給料月額及び	を減じた額	数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に算出率を乗じて得た額を減じた額
学校職員給与条例附則第十七項第二号及び第三号	給料月額(給料月額を算出率で除して得た額及び	
県職員給与条例附則第九項第三号及び第四号並びに学校職員給与条例附則第十七項第二号及び第三号	給料月額に	給料月額を算出率で除して得た額	数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に算出率を乗じて得た額
及び第二号	給料月額減額基礎額	給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額	

5 第十八条の規定による勤務をしている職員が県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条及び第十六条」とあるのは、「第十五条、第十六条及び附則第四項」とする。

6 任期付短時間勤務職員に対する県職員給与条例附則第九項第一号又は学校職員給与条例附則第十七項第一号の規定の適用については、県職員給与条例附則第九項第一号及び学校職員給与条例附則第十七項第一号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

7 県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十三条の規定の適用については、同条中「第十六条」とあるのは「附則第十一項」と、「第十七条」とあるのは「附則第十九項」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

10 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)の

一部を次のように改正する。

附則第三条第六項中「前各号」を「前各項」に改め、「(次条から附則第十一条までの規定を除く。)」を削る。

附則第四条を次のように改める。

(佐賀県職員給与条例附則第九項又は佐賀県公立学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与を減ぜられて支給される職員に関する読替え)

第四条 佐賀県職員給与条例附則第九項又は佐賀県公立学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「第十六条」とあるのは「附則第十一項」と、「第十七条」とあるのは「附則第十九項」とする。

附則第五条から第十一条までを削る。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

11 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与を減ぜられて支給される職員に関する読替え)

2 県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第二条第一項の規定による一週間当たりの勤務時間」とあるのは「第二条第一項の規定による一週間当たりの勤務時間(以下この条において「一週間当たりの勤務時間」という。)」とし、「除して得た額」とあるのは「除して得た額から給料月額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当(以下この条において「地域手当等」という。)の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一・四を乗じて得た額(当該職員の給料月額に百分の九十八・六を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該職員の給料月額から当該最低の号給の給料月額を減じた額並びにこれに対する地域手当等の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額)を減じた

額」とする。

(佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

12 佐賀県知事等の給与の特例に関する条例(平成十九年佐賀県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条第一項及び」の下に「附則第九項並びに」を、「第五条第一項及び」の下に「附則第十七項並びに」を加える。

第一条 (佐賀県職員給与条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第十七条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十七条の三まで及び附則第九項第三号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第十七条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第十六条の五第六項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百三十五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四及び附則第十二項において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第十七条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十七条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第十七条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第十六条の五第六項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百五十を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用に</p>

改正後	改正前
<p>ついては、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第九項第三号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第十七条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第九項第四号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ</p>	<p>ついては、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」とする。</p> <p>4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第十七条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ</p>

改正後	改正前
<p>当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第九項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）、十一月に支給する場合には百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合には百分の百分の百分の三十（特定幹部職員にあつては、百分の四十）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附則</p> <p>1～8 略</p> <p>9 当分の間、職員（次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者（人事委員会規則で定める者に限る。）であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当</p>	<p>当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附則</p> <p>1～8 略</p>

改正後	改正前
<p>たつては、当該特定職員が五十歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一・四を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に百分の九十八・六を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第十一项及び第十二項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第十一項において「給料月額減額基礎額」という。））</p> <p>二 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の一・四を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）</p> <p>三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、そ</p>	

改正後	改正前
<p>の額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・四を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）</p> <p>四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第十七条の四第四項において準用する第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める</p>	

改正後	改正前
<p>割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第十二項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十七条の四第二項前段に規定する百分の一・四を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第四項において準用する第十七条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第十二項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十七条の四第二項前段に規定する割合を乗じて得た額）</p> <p>五 第十六条の五第一項から第六項までは第八項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 第十六条の五第一項 前各号に定め</p>	

改正後

改正前

る額

ロ 第十六条の五第二項又は第三項 第一号から第三号までに定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 第十六条の五第四項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第十六条の五第五項 第一号から第三号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第十六条の五第六項 第三号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

ヘ 第十六条の五第八項 第四号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
行政職給料表	六級
公安職給料表	七級
研究職給料表	五級
医療職給料表(一)	六級
医療職給料表(三)	六級

10 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に關し必要な事項

改正後	改正前
<p>は、人事委員会規則で定める。</p> <p>11 附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十二条から第十五条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十六条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一・四を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。</p> <p>12 附則第九項の規定が適用される間、第十七条の四第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・九一（特定幹部職員にあつては、百分の一・一九）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	

第二条（佐賀県職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 略</p>	<p>（この条例の目的及び効力）</p> <p>第一条 略</p> <p>2 この条例は、地方公務員法第二十五条第三項に規定する職階制に適合する給料表に</p>

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第十七条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四及び附則第十二項において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 6 略</p> <p>(勤勉手当) 第十七条の四 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任</p>	<p>関する計画が実施されるまでの間、効力を有するものとする。</p> <p>(期末手当) 第十七条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四及び附則第十二項において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 6 略</p> <p>(勤勉手当) 第十七条の四 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任</p>

改正後	改正前
<p>命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第九項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の四十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附則</p> <p>1～11 略</p> <p>12 附則第九項の規定が適用される間、第十条の四第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給さ</p>	<p>命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第九項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）、十二月に支給する場合には百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合には百分の三十（特定幹部職員にあつては、百分の四十）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附則</p> <p>1～11 略</p> <p>12 附則第九項の規定が適用される間、第十条の四第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給さ</p>

改正後	改正前
<p>れるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九四五（特定幹部職員にあつては、百分の一・二二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>れるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九一（特定幹部職員にあつては、百分の一・一九）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

第三条（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一</td><td>三七五、〇〇〇</td></tr> <tr><td>二</td><td>四二四、〇〇〇</td></tr> <tr><td>三</td><td>四七七、〇〇〇</td></tr> <tr><td>四</td><td>五四三、〇〇〇</td></tr> <tr><td>五</td><td>六二〇、〇〇〇</td></tr> <tr><td>六</td><td>七二四、〇〇〇</td></tr> <tr><td>七</td><td>八四八、〇〇〇</td></tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第八条 略</p>	号給	給料月額（円）	一	三七五、〇〇〇	二	四二四、〇〇〇	三	四七七、〇〇〇	四	五四三、〇〇〇	五	六二〇、〇〇〇	六	七二四、〇〇〇	七	八四八、〇〇〇	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一</td><td>三七六、〇〇〇</td></tr> <tr><td>二</td><td>四二五、〇〇〇</td></tr> <tr><td>三</td><td>四七八、〇〇〇</td></tr> <tr><td>四</td><td>五四四、〇〇〇</td></tr> <tr><td>五</td><td>六二一、〇〇〇</td></tr> <tr><td>六</td><td>七二六、〇〇〇</td></tr> <tr><td>七</td><td>八五〇、〇〇〇</td></tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第八条 略</p>	号給	給料月額（円）	一	三七六、〇〇〇	二	四二五、〇〇〇	三	四七八、〇〇〇	四	五四四、〇〇〇	五	六二一、〇〇〇	六	七二六、〇〇〇	七	八五〇、〇〇〇
号給	給料月額（円）																																
一	三七五、〇〇〇																																
二	四二四、〇〇〇																																
三	四七七、〇〇〇																																
四	五四三、〇〇〇																																
五	六二〇、〇〇〇																																
六	七二四、〇〇〇																																
七	八四八、〇〇〇																																
号給	給料月額（円）																																
一	三七六、〇〇〇																																
二	四二五、〇〇〇																																
三	四七八、〇〇〇																																
四	五四四、〇〇〇																																
五	六二一、〇〇〇																																
六	七二六、〇〇〇																																
七	八五〇、〇〇〇																																

改正後	改正前
<p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、<u>県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、</u>県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、<u>県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とする。</u></p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、<u>学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、</u>学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、<u>学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とする。</u></p> <p>1 略</p> <p>附則 (県職員給与条例附則第九項又は学校職員</p>	<p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、<u>県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、</u>県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、<u>県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</u></p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、<u>学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、</u>学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、<u>学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とする。</u></p> <p>1 略</p> <p>附則 (佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例</p>

改正後	改正前
<p>給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される任期付短時間勤務職員に関する読替え)</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する県職員給与条例附則第九項第一号又は学校職員給与条例附則第十七項第一号の規定の適用については、県職員給与条例附則第九項第一号及び学校職員給与条例附則第十七項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。</p>	<p>の一部改正)</p> <p>2 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例（昭和三十三年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条に次の一項を加える。</p> <p>3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前項の規定にかかわらず、同項の定時制通信教育手当は、支給しない。</p> <p>第三条中「前条」を「前条第一項」に改める。</p> <p>3 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例（昭和三十五年佐賀県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条に次の一項を加える。</p> <p>2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前項の規定にかかわらず、同項の定時制通信教育手当は、支給しない。</p> <p>第三条中「前条」を「前条第一項」に改める。</p>

第四条（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）</p>	<p>（佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）</p>

改正後

第八条 略

2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

改正前

第八条 略

2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とする。

第五条（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

（給与に関する特例）

第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
一	三九八、〇〇〇
二	四五九、〇〇〇
三	五二二、〇〇〇
四	六〇八、〇〇〇
五	七〇七、〇〇〇
六	八〇八、〇〇〇

2～6 略

（佐賀県職員給与条例の適用除外）

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の第二項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とする。

改正前

（給与に関する特例）

第五条 第一号任期付研究員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
一	三九九、〇〇〇
二	四六〇、〇〇〇
三	五二三、〇〇〇
四	六〇九、〇〇〇
五	七〇九、〇〇〇
六	八一〇、〇〇〇

2～6 略

（佐賀県職員給与条例の適用除外）

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の第二項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とする。

第六条（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（佐賀県職員給与条例の適用除外）</p> <p>第六条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の第二項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。</p>	<p>（佐賀県職員給与条例の適用除外）</p> <p>第六条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の第二項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とする。</p>

第七条（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十六号。第一号において「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じ</p>	<p>附則</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十六号）の施行の日において同条例附則第三項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に百分の九十九・八二を乗じて得た額とし、その額に一円未</p>

改正後	改正前
<p>て得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・六を乗じて得た額）を給料として支給する。</p> <p>一 平成二十一年改正条例附則第三項に規定する減額改定対象職員 百分の九十九・五九</p> <p>二 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表（一）又は任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。） 百分の九十九・八三</p> <p>2・3 略</p>	<p>満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>2・3 略</p>

附則第六項（佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附則第七項（佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第三条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附則第九項（佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前			
<p>附則</p> <p>1～3 略</p> <p>（県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</p> <p>4 育児短時間勤務職員に対する県職員給与条例附則第九項第一号、第三号及び第四号又は学校職員給与条例附則第十七項第一号から第三号までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="138 236 331 751"> <tr> <td>県職員給与条例附則第九項第一号及び学校職</td> <td>号給の給料月額に</td> <td>号給の給料月額に勤務時間条例第二</td> </tr> </table>	県職員給与条例附則第九項第一号及び学校職	号給の給料月額に	号給の給料月額に勤務時間条例第二	<p>附則</p> <p>1～3 略</p>
県職員給与条例附則第九項第一号及び学校職	号給の給料月額に	号給の給料月額に勤務時間条例第二		

改正後

改正前

員給与条例 附則第十七 項第一号	を減じた額	の規定によ り定められ たその者の 勤務時間を 同条第一項 に規定する 勤務時間で 除して得た 数（以下こ の項におい て「算出率 」という。）を 乗じて得た 額に
県職員給与 条例附則第 九項第三号 及び第四号	給料月額及 び	給料月額を 算出率で除 して得た額 及び
学校職員給 与条例附則 第十七項第 二号及び第 三号	給料月額（	給料月額を 算出率で除 して得た額 （
県職員給与 条例附則第 九項第三号 及び第四号 並びに学校 職員給与条 例附則第 十七項第二 号及び第三 号	給料月額に 給料月額減 額基礎額	給料月額を 算出率で除 して得た額 に 給料月額減 額基礎額を 算出率で除 して得た額

5 第十八条の規定による勤務をしている職員が県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条及び第十六条」とあるのは、

改正後	改正前
<p>「第十五条、第十六条及び附則第四項」とする。</p> <p>6 任期付短時間勤務職員に対する県職員給与条例附則第九項第一号又は学校職員給与条例附則第十七項第一号の規定の適用については、県職員給与条例附則第九項第一号及び学校職員給与条例附則第十七項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。</p> <p>7 県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十三条の規定の適用については、同条中「第十六条」とあるのは「附則第十一項」と、「第十七条」とあるのは「附則第十九項」とする。</p>	

附則第十項（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則 (経過措置) 第三条 略 2～5 略 6 前各項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(佐賀県職員給与条例附則第九項又は佐賀</p>	<p>附則 (経過措置) 第三条 略 2～5 略 6 前各号に規定するもののほか、この条例（次条から附則第十一条までの規定を除く。）の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(佐賀県職員給与条例の一部改正)</p>

改正後	改正前
<p>県公立学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与を減ぜられて支給される職員に関する読替え)</p> <p>第四条 佐賀県職員給与条例附則第九項又は佐賀県公立学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「第十六条」とあるのは「附則第十一項」と、「第十七条」とあるのは「附則第十九項」とする。</p>	<p>第四条 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項中「職員の勤務時間に関する条例（昭和二十七年佐賀県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。）第二条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。）第七条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）」に改める。</p> <p>第六条第四項中「第二条第三項及び第四項の規定に基づく勤務を要しない日」を「第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日」に改める。</p> <p>第十二条を次のように改める。</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第十二条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第八条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日により振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第八条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき</p>

改正後	改正前
	<p>任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第十三条中「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に、「勤務した次に」を「した次に」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、勤務時間条 例第五条の規定により、あらかじめ勤務 時間条例第三条第二項又は第四条の規定 により割り振られた一週間の正規の勤務 時間（以下この項において「割振り変更 前の正規の勤務時間」という。）を超え て勤務することを命ぜられた職員には、 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて 勤務した全時間（人事委員会規則で定め る時間を除く。）に対して、勤務一時間 につき、第十六条に規定する勤務一時間 当たりの給与額に百分の二十五から百分 の五十までの範囲内で人事委員会規則で 定める割合を乗じて得た額を時間外勤務 手当として支給する。</p> <p>第十四条中「祝日法による休日（勤務時 間条例第二条第三項の規定に基づき毎日曜 日を勤務を要しない日と定められている職 員以外の職員にあつては、当該祝日法によ る休日と同項及び同条第四項の規定に基づ く勤務を要しない日に当たるときは、人事 委員会規則で定める日）及び年末年始の休 日」を「祝日法による休日等（勤務時間条 例第三条第一項又は第四条の規定に基づき 毎日曜日を週休日と定められている職員以 外の職員にあつては、勤務時間条例第八条 に規定する祝日法による休日）が勤務時間条 例第四条及び第五条の規定に基づく週休日</p>

改正後	改正前
	<p>に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等」に改める。</p> <p>第十六条の三第一項中「第二条第三項及び第四項の規定に基づく勤務を要しない日」を「第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日」に、「休日」を「休日等」に改める。</p> <p>（佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正）</p> <p>第五条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和二十七年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条第一項前段を次のように改める。</p> <p>農場管理手当は、職員が佐賀県公立学校職員給与条例第八条第四項に規定する週休日並びに同条例第十三条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等に農場の管理業務に従事したときに支給する。</p> <p>第九条第一項第三号中「勤務を要しない日、休日」を「第七条に規定する週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」に、「勤務を要しない日等」を「週休日等」に改め、同項第四号及び第五号中「勤務を要しない日等」を「週休日等」に改める。</p> <p>（佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正）</p> <p>第六条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第一項中「職員の勤務時間に関する条例（昭和二十七年佐賀県条例第二十二号。以下「勤務時間条例」という。）第二</p>

改正後	改正前
	<p>条に規定する勤務時間（佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第二条の規定によりその例によることとされる勤務時間を含む。以下「正規の勤務時間」という。）を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。）第七条に規定する正規の勤務時間（佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第二条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。）に改める。</p> <p>第八条第四項中「第二条第三項及び第四項の規定に基づく勤務を要しない日」を「第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる週休日を含む。以下同じ。）」に改める。</p> <p>第十三条を次のように改める。</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第十三条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第八条（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第九条第一項の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）により代休日を指定されて、当該</p>

改正後	改正前
	<p>休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第八条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる休暇を含む。）による場合その他その勤務しないことにつき教育委員会（第二条第一項第二号に該当する職員にあつては、当該市町村教育委員会）の承認があつた場合を除き、その勤務しない一時間につき第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第十四条中「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に、「場合には」を「職員には」に、「勤務した次に」を「した次に」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、勤務時間条例第五条の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。）により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第四条の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。）により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時</p>

改正後	改正前
	<p>間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>第十五条中「休日において」を「祝日法による休日等及び年末年始の休日等において」に、「休日に準ずるもの」を「これらの日に準ずるもの」に改める。</p> <p>第十八条の二第一項中「第二条第三項及び第四項の規定に基づく勤務を要しない日（県費負担教職員勤務時間等条例第二条の規定によりその例によることとされる勤務を要しない日を含む。）又は休日」を「第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」に改める。</p> <p>（佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）</p> <p>第七条 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年佐賀県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条の二、第四条の三、第七条及び第七条の二中「知事」を「任命権者」に改める。</p> <p>第八条中「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤</p>

改正後	改正前
	<p>務することを命ぜられた職員に対し、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（任命権者が別に定める時間を除く。）について時間外勤務手当を支給する。</p> <p>第十条第一項中「休日において」を「休日等において」に、「休日に」を「休日等に」に、「知事」を「任命権者」に改め、同条第二項中「前項の休日」を「前項の休日等」に、「毎日曜日を勤務を要しない日」を「代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日のない、毎日曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）」に、「勤務を要しない日に」を「週休日に」に、「知事が別に定める日」及び「を」を「任命権者が別に定める日をいう。」及び年末年始の休日（「に」、「いう」を「いい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。」をいう）に改める。</p> <p>第十二条及び第十三条中「知事」を「任命権者」に改める。</p> <p>第十六条第一項中「ときは、」の下に「第十条第二項の休日等である場合、休暇による場合その他」を加え、同条第二項中「いう。」の下に「又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。</p>

改正後	改正前
	<p>第十七条中「この条例の施行」を「職員の給与」に、「規則で」を「任命権者が別に」に改める。</p> <p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)</p> <p>第八条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和四十一年佐賀県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二号中「除く。」で、これらの日に「除く。」並びにこれらの日の代休日に、「に改める。</p> <p>(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p> <p>第九条 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年佐賀県条例第六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条中「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(知事が別に定める時間を除く。)について時間外勤務手当を支給する。</p> <p>第十一条第一項中「休日において」を「休日等において」に、「休日に」を「休日等に」に改め、同条第二項中「前項の休</p>

改正後	改正前
	<p>日」を「前項の休日等」に、「毎日曜日を勤務を要しない日」を「代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいい、毎日曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）」に、「勤務を要しない日に」を「週休日に」に、「別に定める日）及び」を「別に定める日をいう。）及び年末年始の休日（「に、「いう」を「いい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。）をいう」に改める。</p> <p>第十三条の二中「勤務を要しない日」を「週休日」に、「休日」を「休日等」に改める。</p> <p>第十七条第一項中「ときは、」の下に「第十一条第二項の休日等である場合、休暇による場合その他」を加え、同条第二項中「いう。」の下に「又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により知事が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。</p> <p>第十九条中「この条例の施行」を「職員の給与」に改める。</p> <p>（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）</p> <p>第十条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年佐賀県条例第四十三号）の一部を次の</p>

改正後	改正前
	<p>ように改正する。</p> <p>第六条の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項を次のように改める。</p> <p>義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。次項及び第三項において同じ。）については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。）第七条に規定する正規の勤務時間（佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。）第二条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいう。）及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務（次項において「時間外勤務等」という。）は命じないものとする。</p> <p>一 勤務時間条例第八条（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日</p> <p>二 給与条例第十五条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>第六条第二項中「時間外勤務」を「時間外勤務等」に改める。</p> <p>（佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）</p>

改正後	改正前
	<p>第十一条 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成四年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条中「佐賀県職員の休日および休暇に関する条例（昭和三十一年佐賀県条例第三十三号）第十条の三又は佐賀県立学校職員の休日および休暇に関する条例（昭和三十一年佐賀県条例第五十号）第十条の三」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）第二十一条」に改める。</p> <p>附則第二項の前の見出し及び同項から第四項までを削り、附則第五項を附則第二項とし、附則第六項を附則第三項とし、附則第七項から第十項までを削る。</p>

附則第十一項（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>（県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与を減ぜられて支給される職員に関する読替え）</p> <p>2 県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第二条第一項の規定による一週間当たりの勤務時間」とあるのは「第二条第一項の規定による一週間当たりの勤務時間（以下この条において「一週間当たりの勤務時間」という。）とし、「除して得た額」とあるのは</p>	<p>附則</p> <p>この条例は、平成十七年四月一日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>「除して得た額から給料月額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当（以下この条において「地域手当等」という。）の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一・四を乗じて得た額（当該職員の給料月額に百分の九十八・六を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該最低の号給の給料月額を減じた額並びにこれに対する地域手当等の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）を減じた額」とする。</p>	

附則第十二項（佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（一般職の職員の給与の特例） 第二条 佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。）又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（一般職の任期付職員）の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第二条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下同じ。）の特例期間における給料月額 は、県職員給与条例第三条第一項及び附則第九項並びに佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号）附則第七条又は学校職員給与条例第五条第一項及び附則第十七項並びに佐</p>	<p>（一般職の職員の給与の特例） 第二条 佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。）又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（一般職の任期付職員）の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第二条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下同じ。）の特例期間における給料月額は、県職員給与条例第三条第一項及び佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号）附則第七条又は学校職員給与条例第五条第一項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を</p>

改正後	改正前
<p>賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号）附則第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額、勤務一時間当たりの給与額（県職員給与条例第十二条、学校職員給与条例第十三条、佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成四年佐賀県条例第二号）第二十三条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）第二十四条第三項又は職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年佐賀県条例第七号）第三条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。）及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>一～三略</p> <p>2略</p>	<p>改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号）附則第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額、勤務一時間当たりの給与額（県職員給与条例第十二条、学校職員給与条例第十三条、佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成四年佐賀県条例第二号）第二十三条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）第二十四条第三項又は職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年佐賀県条例第七号）第三条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。）及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p> <p>一～三略</p> <p>2略</p>